

境港市農業委員・農地利用最適化推進委員を募集します

1. 募集期間

平成30年4月2日(月)～4月27日(金)

(※ 応募状況等により、募集期間を延長することがあります。)

2. 応募方法

所定の様式に必要事項を記入し、募集期間内(土・日・祝日を除く)の午前8時30分から午後5時15分までに、直接又は郵送により、境港市農業委員会事務局(境港市役所分庁舎内)に提出してください。

様式は、境港市ホームページ、境港市農業委員会事務局にあります。

(※ 様式は、農業委員と農地利用最適化推進委員で異なります。また、個人で応募するか、推薦者が推薦するかで様式が異なります。)

3. 募集人数

農 業 委 員	農地利用最適化推進委員(地区ごとに募集)	
全市で 9人	境港地区	3人
	中海干拓地	1人
	計	4人

※ 農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に応募又は推薦することはできませんが、両方を兼務することはできません。

4. 任 期 (3 年)

農 業 委 員	農地利用最適化推進委員
平成30年8月10日 ～平成33年8月9日	農業委員会が委嘱する日 ～平成33年8月9日

5. 身分及び報酬額

境港市の特別職の非常勤職員

農 業 委 員	農地利用最適化推進委員
月額 25,000 円 (会長 47,000 円 会長職務代理 27,000 円)	月額 25,000 円

6. 業務内容

【農業委員】

- ① 農地法等の権限事務（農地の権利移動、転用の許可等）の審議及び決定
- ② 農地の利用の最適化に関する業務（担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消）
- ③ 農家からの相談対応及び農家への助言・指導
- ④ その他関係法令に基づく業務

【農地利用最適化推進委員】

- ① 農業委員が行う農地法等の権限事務（農地の権利移動、転用の許可等）に対する補完業務・助言等
- ② 農地の利用の最適化に関する業務（担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消）
- ③ 農家からの相談対応及び農家への助言・指導
- ④ その他関係法令に基づく業務

7. 応募資格

農 業 委 員	農地利用最適化推進委員
農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌事項について、その職務を適切に行うことができる者	農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、その職務を適切に行うことができる者

※ ただし、次のいずれかに該当する場合は、農業委員・農地利用最適化推進委員になることはできません。

- ① 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

8. 推薦・応募の方法

推薦・応募の方法は、個人の推薦者（3人以上）が候補者を推薦する方法、法人・団体（自治会等を含む）が推薦する方法、個人が自主的に応募する方法があります。

応募の方法ごとに下記の区分により、所定の様式に必要事項を記入・押印のうえ、直接又は郵送により境港市農業委員会事務局に提出してください。

区 分	農 業 委 員	農地利用最適化推進委員
個人推薦	様式第1号 + 様式第4号	様式第1号 + 様式第4号
法人・団体推薦	様式第2号 + 様式第4号	様式第2号 + 様式第4号
個人で応募	様式第3号 + 様式第5号	様式第3号 + 様式第5号

9. 選考方法

【農業委員】

- ① 農業委員の候補者として推薦を受けた者又は農業委員の募集に応募された者を対象に、境港市農業委員会の委員等候補者選考委員会で審査を行います。（※ 審査にあたっては、状況に応じて面接を行う場合があります。）
- ② 市長は、選考委員会の審査内容をもとに候補者を選出し、境港市議会の同意を得て任命します。

【農地利用最適化推進委員】

- ① 農地利用最適化推進委員の候補者として推薦を受けた者又は農地利用最適化推進委員の募集に応募された者を対象に、境港市農業委員会の委員等候補者選考委員会で審査を行います。
（※ 審査にあたっては、状況に応じて面接を行う場合があります。）
- ② 農業委員会は、選考委員会の審査内容をもとに農業委員会総会に諮り、総会の議決を経て農業委員会長が委嘱します。

10. 情報の公開

推薦・応募に関する情報は、提出された書類をもとに、住所、生年月日、電話番号以外の情報について、募集期間中と終了後に境港市ホームページで公表します。

11. 選考結果の通知

選考結果は、応募者全員に書面で通知します。

【問い合わせ先】

〒684-8501 境港市上道町 3000 番地

（境港市産業部商工農政課内）

境港市農業委員会事務局 ☎ 0859-47-1053